

令和3年度第1回広島高速道路公社入札監視委員会 議事の概要

開催日	令和3年8月3日(火) 14:00~16:00
場所	TKP 広島本通駅前カンファレンスセンター カンファレンスルーム 4C
出席委員	河合委員(委員長)、内田委員、松本委員
議題	<p>議事1 入札及び契約手続きの運用状況等の報告について</p> <p>議事2 抽出事案について</p> <p>① 県道広島海田線2期新大洲橋架替工事(その2)</p> <p>② 高速5号線温品地区橋梁概略設計その他業務</p> <p>③ 高速5号線シールドトンネル区間騒音・振動計測業務(その2)</p>
抽出事案の 審議対象期間	令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申等	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島高速道路公社 総務部総務課経理係 082-508-6848



報告内容

議事 1 入札及び契約手続きの運用状況の報告について

○入札方式別の発注件数は次のとおり

区 分	一般競争			指名競争			随意契約	計 (件)
	件数	うち 総合評価	うち 低入札	件数	うち 総合評価	うち 低入札		
建設工事	4	4	0	0	0	0	0	4
測量・建設コンサル タント等業務	4	3	0	0	0	0	2	6
計 (件)	8	7	0	0	0	0	2	10

○指名停止措置を行った件数は 1 件

措置理由	件数	対象業者数	措置期間
不正又は不誠実な行為等	1	1	1 か月

○低入札価格調査については該当なし

○入札・契約の過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札・契約事務に係る働きかけ等については該当なし

意見・質問	回答
○測量・建設コンサルタント等業務 4 件のうち、総合評価落札方式ではないものが 1 件ありますが、その理由を教えてください。	●過年度の業務の内容を一部修正するものがあり、難易度が高くないことから、通常の一般競争入札としたものです。 (回答：建設課課長補佐)

報告内容

議事 2 抽出事案について

○抽出事案 1 県道広島海田線 2 期新大洲橋架替工事 (その 2)

意見・質問	回答
○36 社のうち応札したのが 2 社だけですが、工事の入札公告から入札までの期間はどの位ですか。また、どの様な方法で周知しているのですか。	●公告から入札までの期間は約 1 か月です。また、周知方法は、当社のホームページへの掲載、公社内での公告掲示、業界新聞への情報提供等です。
○公社が、県道の広島海田線の工事を行っている理由は何ですか。	●新大洲橋の広島市側に広島高速 2 号線の大洲ランプ出入口があり、これらが密接していることから、関連事業として当社が工事を受託しています。

<p>○資料の写真をみると、杭が打たれているのが分かりますが、ここに橋が架かるのですか。</p>	<p>●その通りです。現在完成している橋の下流側にもう1つ橋を架けて、上下とも片側2車線となるよう整備します。</p>
<p>○今後、第3期の工事が予定されているのですか。</p>	<p>●上流側が第1期、下流側が第2期であり、第3期は予定していません。</p>
<p>○現在工事中の橋が架かるところまでを含めて第2期ということですか。</p>	<p>●その通りです。</p>
<p>○本件の契約は、橋が架かるところまでを行うものですか。</p>	<p>●広島市側のA1橋台を作るものです。また、今年度は、府中町側の橋台や川の真ん中の橋台を作る工事も進めていくこととなります。</p>
<p>○工事を細かく分けて入札を行っていくようですが、全体をまとめても良い気がします。これは、応札し易くするという趣旨で細かく分けているのですか。</p>	<p>●仰るとおり全体をまとめればスケールメリットがありますが、河川工事は6月から10月までの出水期は工事が出来ないこともあり、工事を分けて発注しています。なお、今回のA1橋台については、出水期中も含めた工期となっていますが、河川内の水が流れている箇所を6月までに施工し、水の流れていない箇所を6月以降に施工することとしています。</p>
<p>○橋が完成するまでの工事を第2期工事と呼ぶわけですか。</p>	<p>●その通りです。</p>
<p>○「その2」とはどのような意味ですか。</p>	<p>●第2期工事の2本目の工事ということです。</p>
<p>○今後「その3」、「その4」、「その5」と続くということですか。</p>	<p>●その通りです。</p>
<p>○この工事は、A1橋台だけで1億6,000万円かかっていますが、対岸の橋台などの工事については、また分けて入札が行われるということですか。</p>	<p>●その通りです。</p>
<p>○今回の工事で応札された業者は、第1期工事での応札者と重複していますか。</p>	<p>●今回の受注業者は、第1期工事で応札していません。</p>
<p>○第1期工事に続く第2期工事であり、業者は、もう1本橋が架かることが分かっていたことから、もう少し応札者が多くてもよい気はしますが、2社しか応札がない理由を詳しく教え</p>	<p>●本件工事は、約2年前に最初の公告を行いましたが、西日本豪雨による災害復旧工事の本格化に伴い、技術者不足の影響などから入札不調が続き、今回、8回目の公告でようやく2社か</p>

<p>てください。</p> <p>○抽出事案説明書に「入札の経緯及び結果」が記載されていますが、これは入札公告が8回にまで至ったものなのですか。</p> <p>○総合評価落札方式の落札者決定基準にある「企業の能力・実績」や「配置予定技術者の実績・能力」において、工事成績評定点の3件の平均点というものがありますが、これは業者が3件を決めて申請してくるのですか。</p> <p>○3件も無い場合はどうなるのですか。</p> <p>○65点は最低点という位置付けですか。</p> <p>○では、3件目の実績を得るまでは少し不利になり、3件で初めてある程度の評定点を得られるということですか。</p> <p>○入札価格以外の加算点は、落札者ではない業者の方が高いが、入札価格も含めた評価点は、落札した業者の方が高かったということですね。なお、加算点は約7点の差がありますが、工事内容に何か影響するのでしょうか。</p>	<p>ら応札があったという状況です。</p> <p>●今の説明に少し補足させていただきますが、技術者以外に機械等も不足している状況です。また、出水期は工事が出来ないという期間的制約や、河川の中に仮設の作業構台を作るなどの現場条件もあり、こうしたことも業者の受注意欲に影響し、応札者が少なかったのではないかと考えます。</p> <p>●8回目の入札の経緯と結果を記載しています。</p> <p>●その通りです。</p> <p>●仮に2件しかなければ、3件目は65点となります。</p> <p>●その通りです。</p> <p>●3件程度の実績がある企業や配置予定技術者ならば、これまでの実績も十分あるという観点で評価をしています。</p> <p>●今の説明に少し補足させていただきますが、「企業の実績・能力」の工事成績評定点については、3件目は65点となりますが、当社の場合、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社と対象を広げています。</p> <p>●双方とも入札参加資格がある業者として一定の工事品質は確保されています。その中で落札者ではない業者の方がより良い技術者を付けるという提案をしてくれましたが、入札価格も含めた評価で落札業者を決定しています。</p> <p>(回答：建設部長、建設課課長補佐、技術管理課主査L)</p>
--	---

報告内容	
議事 2 抽出事案について	
○抽出事案 2 高速 5 号線温品地区橋梁概略設計その他業務	
意見・質問	回答
<p>○入札参加資格者状況表の中に、参考として見積提出業者が 6 者記載されていますが、これについて説明してください。</p> <p>○見積提出業者のうち、広島に本店があるのは 1 者だけで、大半は東京の業者に依頼されていますが、どのような基準で選定されているのでしょうか。</p> <p>○上位 6 者は機械的に選ばれたということですか。</p> <p>○全国から上位 6 者を機械的に選ぶことは公平であるとは思いますが、地域性も考慮して、広島から上位 2 者を選ぶような工夫をされてもよいのではないかと思います。</p> <p>○全国で上位 6 者を選ぶというルールがあり、今回はそのルールに基づき選んだということでしょうか。</p> <p>○ルール通りに見積を依頼したということなので、ルールを変更すれば、また違う依頼のかけ方もできないことはないということですね。分かりました。</p> <p>○広島からは 1 者だけとなっていますが、他にも入札に参加できる広島の業者がいるのでしょうか。見積りを依頼した方が参加し易くなるのではないのでしょうか。バランスを考えて、効果があるような工夫ができるならば検討していただければと思います。</p> <p>○実績によっては、広島に本店を有する者が選ばれず、逆に県内には支店のみを有する者から</p>	<p>●標準積算が使えない部分の積算については、業者に対し見積を依頼しています。見積依頼先の選定は、規定上、入札参加資格を持つ業者の中から 6 者を選んで依頼することとしています。</p> <p>●同種業務の実績がある 26 業者のうち、実績数の多い上位 6 者を選定し、依頼しています。</p> <p>●その通りです。</p> <p>●入札参加資格の中に、広島県内に本店又は支店を有する者という項目があり、地域性も考慮しつつ、実績数の多い上位 6 社を選定しています。</p> <p>●公社における見積依頼先の選定ルールに基づき 6 者を選定し、公社内の委員会に諮り決定しています。</p> <p>●そういった選定になる場合もあります。</p>

<p>だけ見積を取るようになる可能性もあるということですか。</p> <p>○見積提出業者の中から 2 者が応札していることは偶然なのか、もしくは実績が多いことによるものなのか分かりませんが、もし見積業者として選定することで応札してもらい易くなるのであれば、見積業者数を増やすことは応札者を増やすための一つ工夫になるのではないですか。</p> <p>○その理由は何ですか。</p> <p>○見積を出した 2 者のうち 1 者が予定価格を超過して失格となっているのは、自分の見込みが少し高い額であったためか、それとも超過を承知で高い額としたのかなど、その辺りの経緯が分かればと思いました。</p> <p>○積算基準が無いため見積を取ったということですが、見積の対象となった部分の金額が占める割合はどの位でしょうか。</p> <p>○すると 70%から 80%の部分は、積算基準に従って積算しているということですね。予定価格を超過した業者は、結果的に見積部分の金額を大きく見込んでしまったということですね。</p> <p>○予定価格を超過した場合、技術点の評価は行わないのでしょうか。</p> <p>○評価点の算出方法についてですが、建設工事は除算方式で、コンサル業務は加算方式としているのですか。</p> <p>○これは国の方法に倣っているのですか。</p>	<p>●以前は多くの見積業者を選定していましたが、何年前に規定を改正し、現在は 6 者から見積を取ることにしています。</p> <p>●過去のことで正確に把握していませんが、事務が煩雑であったためではないかと推測します。</p> <p>●20%から 30%位であったと思います。</p> <p>●予定価格を超過した業者からの聞き取りを行っていないので、正確な理由は不明です。なお、採用した見積については、競争入札の公平性、透明性の観点から、公告時に参考として公表しています。</p> <p>●その通りです。</p> <p>●その通りです。</p> <p>●その様に認識しています。</p> <p>(回答：建設課課長補佐、 技術管理課主査 L)</p>
--	---

報告内容	
議事 2 抽出事案について	
○抽出事案 3 高速 5 号線シールドトンネル区間騒音・振動計測業務（その 2）	
意見・質問	回答
<p>○計測システムの開発業者に発注した方が、これまで蓄積したデータを有効に活用して一番低コストにできるということは理解できますが、計測業務自体は一定の技術があれば継続して行うことが可能ではないかとも思うので、改めて今回の業者でなくてはならない理由を教えてください。</p> <p>○当初業務の発注の際は、どのようにして業者を選定されたのですか。</p> <p>○すると、当初業務は競争入札で業者を選定するけれども、それ以降の継続業務については、当初業務の受注業者でなければならないということですか。</p> <p>○仮に他の業者が受注した場合は、どの位の金額になるのかということを確認するための見積は取っているのでしょうか。</p> <p>○この業務の履行期間は来年の春までとなっていますが、いつまでこの業務が継続されるのでしょうか。</p> <p>○すると、トンネル工事が継続する限り、次も特命随意契約によることとなるのですか。</p> <p>○もし一般競争入札で本件業務の業者選定を行い、他の業者が受注した場合、その業者が今のシステムをそのまま使用することが難しい場合は、計測システムを一から作り上げることになるのですか。</p>	<p>●単純な計測業務であれば、一定の技術を有していれば継続して行うことは可能ですが、今回の業務は、それだけでなく、トンネル掘削工事を要因とする騒音や振動だけを抽出し、翌日には計測結果を公表するという作業を伴うことから、これまでの経験を活かしたノウハウが必要となるため、今回の業者を選定しました。</p> <p>●一般競争入札の総合評価により選定しています。</p> <p>●工事を要因とする騒音や振動の正確な計測に加え、計測結果の翌日公表や、計測システムの保守対応という点からも、当初業務の受注業者へ発注する方がよいと判断しています。</p> <p>●通常は現地に複数人の計測人員を配置すべきところ、当該業者が開発した計測システムを用いることにより、常時人がいなくても監視や抽出が可能であることから、他社と比べて安価にできるものと判断しています。</p> <p>●トンネルの掘削期間中は計測を行うこととしているため、この期間中は業務を継続していくこととなります。</p> <p>●残りの業務の内容も踏まえて、公社内で判断していくことになると思います。</p> <p>●新しい業者が計測システムを引き継いで使用することとなりますが、システムのバージョンアップや不具合対応については、対応が困難な場合があると思われます。また、地元との約束により、騒音や振動の計測結果については、計測日の翌日には公表することとされていますが、工事を要因としない騒音や振動を除外する作業が必要であり、こうした業務経験に乏し</p>

<p>○特命随意契約案件に関しては競争性が無いことから、契約金額の妥当性をチェックするという観点から、金額の内訳に関する資料も提出いただけたらと思います。</p> <p>○予定価格はどのように算出されているのですか。</p> <p>○大きな工事に伴う業務であり、また公共事業であることを考えると、本当に随意契約でなければならないのかという視点は必要かと思えますので、第三者からも見積を取って適正な価格であるということを担保するようにして、その内容を内訳書等の形で表示していただくと相互に理解が進むと思えます。</p> <p>○随意契約の場合、他の業者から見積を取ることはないのですか。</p> <p>○向こう1年で考えると、新たにシステムを構築することは金額面で不利であるという判断になるのかもしれませんが、中長期的に見た場合には、技術が日々進化していく時代にあっては、最新のシステム導入による効率化で、次年度以降のコストを非常に低く抑えることができ、逆転してしまうこともあり得ると思えますので、場合によっては見積を取ってみる価値があるかもしれません。</p> <p>○同じ業者が継続して計測することで、信頼性が確保されるということですね。</p>	<p>い新しい業者では対応が難しい部分であると認識しています。</p> <p>●標準積算基準に従い算出しますが、そちらに定めがない部分については、業者から見積を取って算出しています。</p> <p>●公社内の規定に基づき、随意契約の相手方1者から見積を取るようになっています。</p> <p>●騒音と振動については、トンネル掘削工事が始まる前の段階から計測してきており、工事を進めていく中で起きた音や振動の異常については、長期的な状況を見ながら適切に判断していく必要があります。そして、こういったことが住民の皆様への対応の基本になりますので、計測業務については、適正な評価ができる手法を取ることを一番に考えています。</p> <p>●その通りです。途中で評価が変わるようでは、評価の信頼性が担保できなくなります。</p> <p>(回答：建設部長、建設課主査)</p>
--	---